

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月15日
【会社名】	株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス
【英訳名】	Imagica Robot Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長瀬 朋彦
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目14番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	03-6741-5750 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 角田 光敏
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番2号
【電話番号】	03-6741-5743
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 角田 光敏
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 125,000,000円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成24年11月9日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	420,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成24年11月15日（木）開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、平成24年11月15日（木）開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 平成24年11月15日（木）開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式2,850,000株の公募による自己株式の処分（以下、「一般募集」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、420,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。）であります。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成24年12月28日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社大阪証券取引所又は株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われぬ場合があります。

#### 4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	420,000株	125,000,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	420,000株	125,000,000	-

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	大和証券株式会社
割当株数	420,000株
払込金額の総額	125,000,000円
割当が行われる条件	前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり

- 前記「1 新規発行株式」(注) 3に記載のとおり、処分株式数が減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。
- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 発行価額の総額及び払込金額の総額は、平成24年11月9日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1	- (注) 2	100株	平成25年1月7日（月）	該当事項はありません。	平成25年1月8日（火）

(注) 1 発行価格については、平成24年11月26日（月）から平成24年11月29日（木）までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額とします。

- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
- 全株式を大和証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 大和証券株式会社から申込みがない株式については、割当を受ける権利は消滅します。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス 本社	東京都千代田区内幸町一丁目3番2号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京中央支店	東京都中央区日本橋二丁目1番10号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
125,000,000	1,000,000	124,000,000

(注)1 新規発行による手取金は本件第三者割当による自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は本件第三者割当による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成24年11月9日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限124,000,000円については、本件第三者割当による自己株式の処分と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額839,000,000円と合わせた手取概算額合計上限963,000,000円について、全額を平成25年3月期末迄に映像技術サービス事業への設備投資資金に充当し、残額が生じた場合には平成25年3月期末迄に短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、当社の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第39期事業年度）及び四半期報告書（第40期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年11月15日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年11月15日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第39期事業年度）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」に記載された設備計画の内容は、本有価証券届出書提出日（平成24年11月15日）現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成24年9月30日現在）、以下の通りとなっております。

#### 新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着工年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
㈱IMAGICA 東京映像センター	東京都 品川区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備	140,000	5,631	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 4月	平成25年 2月	編集設備 強化
㈱IMAGICA 銀座7丁目スタジオ	東京都 中央区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備	170,000	46,334	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 4月	平成24年 10月	編集設備 強化
㈱IMAGICA 赤坂ビデオセンター	東京都 港区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備	68,000	10,224	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 5月	平成24年 7月	編集設備 強化
㈱IMAGICA 東京映像センター	東京都 品川区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備 周辺機器等	296,000	36,069	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 4月	平成25年 3月	編集設備 強化
㈱IMAGICA 麻布十番スタジオ	東京都 港区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備	20,000	5,238	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 6月	平成24年 7月	編集設備 強化
㈱IMAGICAウエスト 本社	大阪市 北区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備	49,000	8,030	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 4月	平成25年 1月	編集設備 強化

## 増設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着工年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
㈱IMAGICA 東京映像センター	東京都 品川区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備	24,000	7,779	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 4月	平成24年 7月	既存編集 設 備強化
㈱IMAGICA 赤坂ビデオセンター	東京都 港区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備	55,000	45,590	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 5月	平成24年 12月	既存編集 設 備強化
㈱IMAGICA 東京映像センター	東京都 品川区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備	92,000	20,422	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 6月	平成25年 1月	既存編集 設 備強化
㈱IMAGICA 東京映像センター	東京都 品川区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備 周辺機器等	284,000	16,052	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 4月	平成25年 3月	既存編集 設 備強化
㈱IMAGICA 品川プロダクション センター	東京都 品川区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備 周辺機器等	166,000	34,116	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 4月	平成25年 2月	既存編集 設 備強化
㈱IMAGICA 湾岸スタジオ	東京都 江東区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備 周辺機器等	41,000	2,013	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 4月	平成24年 11月	既存編集 設 備強化
㈱IMAGICA 赤坂ビデオセンター	東京都 港区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備	41,000	125	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 4月	平成24年 7月	既存編集 設 備強化
㈱IMAGICAウエスト 本社	大阪市 北区	映像技術 サービス事業	ビデオ編集 装置・設備	38,000	16,078	自己資金及び 自己株式の 処分資金	平成24年 4月	平成25年 1月	既存編集 設 備強化

### 3 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第39期事業年度）の提出日（平成24年6月22日）以後、本有価証券届出書提出日（平成24年11月15日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年6月25日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下の通りであります。

- (1) 株主総会が開催された年月日  
平成24年6月22日

- (2) 決議事項の内容  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	358,115	9	0	(注)1	可決 95.91
第2号議案 取締役6名選任の件					
長瀬 文男	358,071	53	0	(注)2	可決 95.90
長瀬 朋彦	358,071	53	0		可決 95.90
角田 光敏	358,071	53	0		可決 95.90
中内 重郎	358,071	53	0		可決 95.90
北出 継哉	358,071	53	0		可決 95.90
伊与部 恒雄	358,071	53	0		可決 95.90
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	358,076	48	0	(注)2	可決 95.90

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第39期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月22日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第39期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年11月15日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第40期第2四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月22日

株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 大 村 茂

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 藤 本 浩 巳

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス  
取締役会 御中

太陽A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 村 茂

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 本 浩 巳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月2日

株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大村 茂 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤本 浩 巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。